

令和7年度及び令和8年度

農林水産省地方農政局一般競争（指名競争） 参加資格審査申請手引

（測量・建設コンサルタント等）

東北農政局	
〒980-0014	仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎A棟 電話：（022）263-1111（代表）内線4150 担当：農村振興部設計課調整係
関東農政局	
〒330-9722	さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 電話：（048）600-0600（代表）内線3559 担当：農村振興部設計課調整係
北陸農政局	
〒920-8566	金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎 電話：（076）263-2161（代表）内線3522 担当：農村振興部設計課調整係
東海農政局	
〒460-8516	名古屋市中区三の丸1丁目2番2号 電話：（052）201-7271（代表）内線2614 担当：農村振興部設計課調整係
近畿農政局	
〒602-8054	京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎 電話：（075）451-9161（代表）内線2516 担当：農村振興部設計課調整係
中国四国農政局	
〒700-8532	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎 電話：（086）224-4511（代表）内線2620 担当：農村振興部設計課調整係
九州農政局	
〒860-8527	熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A棟 電話：（096）211-9111（代表）内線4719 担当：農村振興部設計課調整係

ご 注 意

○農林水産省競争参加資格審査について

この手引は、各地方農政局が行う、令和7・8年度の測量・建設コンサルタント等業務を対象とした農林水産省地方農政局一般競争（指名競争）参加資格審査申請に関する手引です。インターネット一元受付を利用し申請する場合、以下の URL により、ご確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

農林水産省が行う競争参加資格の審査は、**地方農政局以外にも複数の部局（大臣官房予算課、林野庁等）において実施しており、それぞれの資格審査において、申請書の提出窓口、申請書類の様式や提出内容、受付の期間が異なります**のでご注意ください。（下表参照）

詳しくは、農林水産省のホームページ（以下のURL）より、ご確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/supply/sanka_sikaku/

発注機関	資格審査名称	申請書の提出窓口
農林水産省大臣官房予算課等（※）	農林水産省競争参加資格審査	農林水産省大臣官房予算課
農林水産省森林管理局	農林水産省森林管理局一般競争（指名競争）参加資格審査	農林水産省各森林管理局
◎農林水産省地方農政局 本申請手引きの対象となる機関	農林水産省地方農政局一般競争（指名競争）参加資格審査	農林水産省各地方農政局 農村振興部設計課

（※）農林水産省大臣官房予算課、林野庁（国有林野事業特別会計を除く。）水産庁、動物検疫所、動物医薬品検査所、農林水産研修所、農林水産政策研究所、北海道農政事務所

○窓口受付（地方農政局）による申請の廃止について

平成27・28年度の申請受付より、地方農政局及び事業（務）所による窓口受付の申請を廃止しております。

○申請方法について

申請はインターネット一元受付により申請を行ってください。

郵送による申請手続きは、原則廃止します。ただし、インターネット一元受付に対応していない申請手続き（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない）の場合には、郵送での申請手続きを行ってください。

目 次

〔１〕 一般競争及び指名競争参加資格審査申請受付要領

１． 公示日及び場所	1
２． 申請方法及び受付期間	1
３． 受付する契約の業種区分	3
４． 申請上の留意事項	3
５． 申請書及び添付書類の作成方法	4
６． 納税証明書（写し可）の提出	1 2
７． 代理申請による委任状の提出	1 3
８． 申請書提出後の変更等の届出	1 3
９． 資格審査結果の通知	1 3
10. その他	1 7

〔２〕 記載例

〔３〕 申請書様式

様式 1	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書 （測量・建設コンサルタント等）	[必須]
様式 2	技術者経歴書	[必須]
様式 3	営業所一覧表	[必須]
競争契約参加資格審査申請書変更届	[変更事項が生じた場合に必須]	
資料 1	登記事項証明書（法人の場合）（写し可）（略）	[必須]
資料 2	登録証明書等（略）	[必須]
資料 3	財務諸表類（略）	[必須]
資料 4－1～4－3	納税証明書（写し可）	[必須]
資料 5	委任状（支店等への権限委任に係る委任状）	[任意]
資料 6	委任状（当該申請（変更届含む）行為に係る委任状）	[任意]

注） ・ [必須] と記されている様式等は、必ず提出して下さい。

・ 資料 1 ・ 資料 2 ・ 資料 3 ・ 資料 4 は申請者が用意する書類です。

・ [任意] と記されている様式等で、次に該当する場合には必ず提出してください。

１） 営業所一覧表（様式 3）に支店等営業所を記載した場合 資料 5

支店等営業所の競争参加資格確認結果がホームページで公表され次第、**本社（店）が所在する地域を所管する各地方農政局（〔１〕 4、１）参照）に対して、「委任状」（資料 5）を必ず提出して下さい。**

２） 競争参加資格審査申請（変更届含）を行政書士等から代理申請する場合

資料 6

〔Ⅰ〕一般競争及び指名競争参加資格審査申請受付要領

令和7年度及び令和8年度における各地方農政局が発注する測量・建設コンサルタント等の契約に係る一般競争及び指名競争参加資格の審査申請の受付は、下記により行います。

記

1. 公示日及び場所

令和6年10月31日（木）

各地方農政局（東北・関東・北陸・東海・近畿・中国四国・九州）

2. 申請方法及び受付期間

申請は、インターネット一元受付により行ってください。

郵送による申請手続きは、原則廃止します。ただし、インターネット一元受付に対応していない申請手続き（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない）の場合には、郵送での申請手続きを行ってください。

インターネット一元受付により申請される場合、インターネット一元受付に参加している各機関に対して、原則としてひとつのデータで全ての参加機関に対する申請ができ、申請書を複数作成する必要はありません。

1) インターネット一元受付により申請する場合

ア. スケジュール

① パスワード発行申請受付及び添付書類等の郵送期間

令和6年11月1日（金）～令和6年12月27日（金）

※添付書類を送付しなければパスワードは発行されません。また、パスワード発行申請を行わなければ、インターネット方式による申請を行うことができません。

令和6年12月27日（金）17:00までに、必ずパスワードの申し込み及び添付書類等の郵送を終えてください（当日消印有効）。

② 申請用データ受付期間

令和6年12月2日（月）～令和7年1月15日（水）

※令和7年1月15日（水）17:00までに申請用データ送信手続き（「確定」処理まで）を終えてください。

※システム稼働時間 平日9:00～17:00

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日（日）～1月3日（金））の終日及び平日の17:00～9:00の間は、システムを運休しております。

イ. ヘルプデスクの設置

本申請に当たっては、インターネット申請に係る技術的・事務的ご質問に電話でお答えする専用のヘルプデスクを設置します。（インターネット申請以外のご質問等については、申請書の提出窓口にお問い合わせください（表紙参照））。

一元受付ヘルプデスク **※受付は終了しました。**

電話番号

開設期間 令和6年11月1日（金）～令和7年1月15日（水）

受付時間 9：00～17：00

（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日（日）～1月3日（金））を除きます。）

※パスワード発行のために必要な添付書類等は、書留郵便にて郵送してください。

郵 送 先 〒104-0042

東京都中央区入船3-6-14 オーク入船ビル6階

測量・建設コンサルタント等業務一元受付ヘルプデスク あて

ウ. 納税証明書等の添付書類の取扱いについて

令和7・8年度を有効とする定期の資格審査（測量・建設コンサルタント等業務）における納税証明書等の添付書類の取扱いについては、以下のとおりとなっております。

インターネット方式に係るパスワードを請求後、パスワード発行期間（令和6年11月1日（金）～令和6年12月27日（金））内に、次の添付書類等を上記イのヘルプデスクあてに書留郵便にて郵送して頂きます。上記期間内（消印有効）に添付書類が郵送されない場合には、インターネット申請に必要なパスワードは発行できません。

- ① 添付書類等届出書（行政書士による代理申請の場合は添付書類等届出書兼代理申請委任状）

※ホームページ上でパスワード発行申請をすると表示される画面を印刷したもの。

- ② 登記事項証明書（法人の場合）（写しでも可）

※登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html

- ③ 登録証明書等（写しでも可）

- ④ 財務諸表類（1年分）

- ⑤ 納税証明書その3等（写し）（電子納税証明書の送信でも可）

個人の場合・・・申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税

法人の場合・・・法人税、消費税及び地方消費税

※証明年月日が申請書提出前3か月以内のものであること。

※納税証明書は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）からオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

- 2) 郵送により申請する場合（**書留郵便**で郵送願います。）

受付期間 令和6年12月2日（月）～令和7年1月15日（水）

（令和7年1月15日の消印有効）

送付先 **本社(店)が所在する地域を管轄する各地方農政局農村振興部設計課調整係**

（本社(店)が所在する農政局へ申請することで希望する各地方農政局へ登録されます。）

郵送による場合は、別添受付通知票（はがき）に切手を貼付し、表面に返信先を記載し

て、必ず申請書類とともに提出してください。

なお、記載内容に訂正又は疑義が生じた場合は、再提出や説明を求めることがあります。

注）送付先の地方農政局の所在地及び電話番号については、表紙を参照してください。

3）随時受付

今回の受付期間以外は、郵送による随時受付を行いますが、各地方農政局における資格取得が遅れますので了承願います。（随時受付は、原則として当月とりまとめて翌月中に資格の認定を行います。また、年度替わり前の2月又は3月受付分については、さらに遅れます。）

3. 受付する契約の業種区分

受付する契約の業種区分は、次のとおりです。

コード番号	業 種 の 区 分	内 容
7 1	測量	測量法（昭和24年法律第188号）第3条に規定する測量業務
7 2	土地家屋調査	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条に規定する土地家屋調査業務
7 3	建設コンサルタント	公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタント業務
7 4	建築士事務所	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けて行う建築士事務所業務
7 5	計量証明	計量法（平成4年法律第51号）第2条に規定する計量証明業務
7 6	地質調査	地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）第2条に規定する地質調査業務
7 7	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条に規定する補償コンサルタント業務
7 8	その他	その他の業務

※「7 8 その他」は、司法書士、不動産鑑定士及び上記業種の区分の71 測量から77 補償コンサルタントに含まれない測量・建設コンサルタント等業務の業種とします。建設工事や物品の販売、役務等は該当しません。

4. 申請上の留意事項（インターネット一元受付に対応していない申請手続き又は随時受付を郵送により申請する場合）

- 1）申請書の提出部数は1部です。（本社（店）が所在する地方農政局に送付してください。各局の管轄する都府県は、下表のとおりです。）

局 名	管 轄 区 域
東 北 農 政 局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関 東 農 政 局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県

北 陸 農 政 局	新潟県、富山県、石川県、福井県
東 海 農 政 局	岐阜県、愛知県、三重県
近 畿 農 政 局	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九 州 農 政 局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

※ 地方農政局に対する資格審査ですので、北海道及び沖縄県は管轄区域外となります。

※ 申請者の本社（店）が北海道に所在する場合にあっては東北農政局へ、沖縄県の場合にあっては九州農政局へ、それぞれ申請してください。

- 2) 申請書は、**必ず本社（店）名で申請**してください。
- 3) 申請書の定期受付は隔年制となっておりますので、申請漏れがないように注意してください。
- 4) 次項の5の申請書類のうち、技術者経歴書（様式2）については、用紙が不足する場合には増刷を行ってください。（複写機による写しでも可、また、同一様式の印刷製本された調書がある場合には、これによっても差し支えありません。）
- 5) 次項の5の申請書類のうち、官公庁が行った証明書類については、複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しでも差し支えありません。
- 6) 申請書類の記載事項の基準日は、申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（ただし、「営業所一覧表」については申請日現在）とします。
- 7) 提出する書類は、**綴り紐又はホチキス**で綴じてください。
- 8) 申請書は、**黒字ボールペンで記入又はエクセル様式に直接入力**願います。
- 9) 申請書類に用いる文字は「**J I S 第一水準・第二水準に規定されているもの**」に限り、それ以外の漢字については、類似漢字若しくは仮名に書き換えてください。

5. 申請書及び添付書類の作成方法（インターネット一元受付に対応していない申請手続き又は随時受付を郵送により申請する場合）

1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1）

ア. この様式については、**本社（店）についてのみ記載**してください。

※ 印の箇所については、記載しないでください。

イ. 「01 新規・更新」欄については、該当する申請区分の番号（1又は2）に○をしてください。

なお、地方農政局に対し、過去に申請したことがあっても、**前回（令和5・6年度）の申請を行っていない場合は新規**としてください。

ウ. 「05 適格組合証明」欄については、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載してください。

エ. 「07 法人番号」欄については、行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 58 条第 1 項又は第 2 項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号（13桁）を記載してください。

オ. 「08 本社（店）住所」欄については、都道府県からの住所を記載してください。丁目、番地は、－（ハイフン）により記載を省略してください。なお、数字にフリガナはいりません。

カ. 「09 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を示す文字については、下表の略号を用いてください。なお、「09 商号又は名称」欄の**株式会社等法人の種類を表わす略号については、フリガナは記載しないでください。**

種 類	株式 会社	有限 会社	合資 会社	合名 会社	協同 組合	協業 組合	企業 組合	合同 会社	一般財団 法 人	一般社団 法 人
略 号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(一財)	(一社)
種 類	公益財団 法 人		公益社団 法 人		有限責任 事業組合		経常建設共 同企業体			
略 号	(公財)		(公社)		(責)		(共)			

<例>

トウホクコンサルタント
(株) 東北コンサルタント

キ. 「10 代表者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）及び「11 担当者氏名」欄（フリガナを含む。）については、**姓と名前との間は1文字空けてください。**

<例>

ノウリン コジロウ
農林 小次郎

ク. 「12 本社（店）電話番号」欄、「13 担当者電話番号」欄及び「14 本社（店）FAX番号」欄での**市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「－（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないでください。**

<例>

022-200-0200

ケ. 「15 メールアドレス」については、業務上の連絡に対応できるアドレスを記載してください。

なお、メールアドレスがない場合は、「なし」と記載してください。

コ. **「16 申請代理人」欄は、行政書士等が代理申請する場合に使用してください。**

また、代理申請による委任状を必ず提出してください。（委任状には、委任者の押印は必要ですが、受任者の押印は不要です。）

なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を作成し提出する場合は本欄への記載は不要です。

サ. 「17 登録を受けている事業」欄については、申請を希望する業種について次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載してください。また、登録番号は、証明書等に記載

されている登録番号を記載し、登録年月日には、申請日時点における最新の登録年月日を記載してください。

＜例＞ 第（１）－１２３４ の場合 登録番号は １２３４

① 測量業者

測量法（昭和２４年法律第１８８号）第５５条による登録を受けている場合。

② 建築士事務所

建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条による登録を受けている場合。

③ 建設コンサルタント

建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）第２条による登録を受けている場合。

④ 地質調査業者

地質調査業者登録規程（昭和５２年建設省告示第７１８号）第２条による登録を受けている場合。

⑤ 補償コンサルタント

補償コンサルタント登録規程（昭和５９年建設省告示第１３４１号）第２条による登録を受けている場合。

⑥ 不動産鑑定業者

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和３８年法律第１５２号）第２２条による登録を受けている場合。

⑦ 土地家屋調査士

土地家屋調査士法（昭和２５年法律第２２８号）第８条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が２人以上所属しているときは、１人のみについて記載してください。）

⑧ 司法書士

司法書士法（昭和２５年法律第１９７号）第８条による登録を受けている場合。

⑨ 計量証明事業者

計量法（平成４年法律第５１号）第１０７条による登録を受けている場合。

⑩ その他の登録を受けている場合は、登録事業名を空白の欄に記載してください。

シ、「１８ 設立年月日」欄には、登記事項証明書記載の設立年月日（和暦）を記載してください。

ス、「１９ みなし大企業」欄には、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項第３号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「□下記のいずれかに該当する」にチェックを入れ、上記に該当しない場合は「□該当しない」にチェックを入れてください。

セ、「２０ 測量等実績高」の各欄については、次により記載してください。

「③直前1年度分決算」とは基準日に確定した決算を含む過去1事業年度の決算を、「②直前2年度分決算」とは直前第1年度の前の事業年度の決算を、「④直前2ヶ年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれ記載してください。

なお、決算が1事業年度1回の場合は、右欄に記載してください。

また、個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載してください。

測量等実績高は、以下のように入力してください。

- ・測量等実績高は、申請者の売上実績のうち、測量・建設コンサルタント業務等に係るもののみを計上してください。建設工事や物品の販売、役務等の実績は計上できません。
- ・入力する金額は千円単位（千円未満は四捨五入）とし、消費税及び地方消費税を含まない額としてください。
- ・測量等実績高がない業種を希望する場合、当該業種の測量等実績高は「0」を入力してください。
- ・「その他」は、司法書士、不動産鑑定士及び上記3. 受付する契約の業種区分の71測量から77補償コンサルタントに含まれない測量・建設コンサルタント等業務の実績を入力してください。

建設工事や物品の販売、役務等の実績は計上できません。

「⑤申請を希望する部局名」欄については、01～07欄に以下の分類により希望する部局の欄に「○」印を付けてください。

01	東北農政局	02	関東農政局	03	北陸農政局	04	東海農政局
05	近畿農政局	06	中国四国農政局	07	九州農政局		

ソ、「21 有資格者数」欄については、該当する有資格者の人数を記載してください。1人で2以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上すること。ただし、1級及び2級を有する者については、1級だけに計上してください。

- ・「技術士農業部門」及び「技術士補農業部門」については、技術士法による技術士及び技術士補であつて、技術士農業部門にあつては農業部門の農業農村工学、農業土木、農村地域計画、農村環境を選択した者、技術士補にあつては農業部門の農業農村工学、農業土木、農村地域計画、農村環境を選択した者を記載してください。さらに、同一部門において、選択科目が異なる場合には、それぞれ重複して記載すること。
- ・「畑地かんがい技士」及び「畑地かんがい技士補」については、（一社）畑地農業振興会が認定した者を記載してください。
- ・「農業水利施設機能総合診断士」については、（一社）農業土木事業協会が認定した者を記載してください。
- ・「土地改良補償業務管理者」及び「土地改良補償業務管理者補」については、（公社）土地改良測量設計技術協会が認定した者を記載してください。
- ・「専門学科卒業後、農業土木実務経験7年以上の者」については、大学（旧制専門学校及び旧制大学を含む。）及び高校（旧制実業学校を含む。）の農業土木科卒業者（農業

工学、生産環境学や農業生産学などで農業土木学コースを卒業した者を含む。）であって、かつ、農業土木関係の実務に7年以上従事した者を記載してください。

- ・「土地改良事業用地補償業務7年以上の者」については、土地改良事業（土地改良法に基づく事業）において用地補償関係の実務に7年以上従事した者を記載してください。
- ・「農業土木技術管理士」については、（公社）土地改良測量設計技術協会の試験に合格し登録を受けた者を記載してください。
- ・「シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）」については、（一社）建設コンサルタンツ協会の試験に合格し農業土木部門の登録を受けている者を記載してください。
- ・自社の常勤職員数（申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（提出された財務諸表等の決算日）において常時雇用している職員数）のみを記載し、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないこと。ただし、土地家屋調査士法第63条により設立された公共嘱託登記土地家屋調査士協会については、同法同条規定の社員の有資格者数、また、司法書士法第68条により設立された公共嘱託登記司法書士協会については、同法同条規定の社員の有資格者数を含めて記載することができるものとする。

タ．「22 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」欄については、建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づき登録を受けている部門について、下表の登録部門に対応する番号に○印を付してください。

建設コンサルタント業務

登録部門	番号	登録部門	番号	登録部門	番号
河川、砂防及び海岸・海洋	1	港湾及び空港	2	電力土木	3
道路	4	鉄道	5	上水道及び工業用水道	6
下水道	7	農業土木	8	森林土木	9
水産土木	10	廃棄物	11	造園	12
都市計画及び地方計画	13	地質	14	土質及び基礎	15
鋼構造及びコンクリート	16	トンネル	17	施工計画、施工設備及び積算	18
建設環境	19	機械	20	電気・電子	21

補償コンサルタント業務

登録部門	番号	登録部門	番号	登録部門	番号
土地調査	22	土地評価	23	物件	24
機械工作物	25	営業補償・特殊補償	26	事業損失	27
補償関連	28	総合補償部門	29		

チ．「23 自己資本額」の各欄については、次により記載してください。（以下金額は、千円単位（千円未満切り捨て）で記載してください。）

「① 株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載してください。（有限会社にあつては「新株式申込証拠金」とあるのは「出資申込証拠金」と、「自己株式払込証拠金」とあるのは「自己持分申込証拠金」と、「自己株式」とあるのは「自己持分」としてください。）

外資系企業の場合には、「①株主資本」欄の合計額の上段に（ ）書きで外国資本の額を内数で記載してください。

組合にあつては組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計

額を記載してください。

併せて、「① 株主資本」欄の合計欄の上段（ ）内に払込済資本金の額を内数で記載する。

個人にあつては、「⑤ 計」欄に、純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定）の額を記載してください。

「② 評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があつた場合には、その合計の額を記載してください。

「③ 新株予約権」欄には、新株予約権があつた場合にはその額を記載してください。

「④ 株式引受権」欄には、株式引受権があつた場合にはその額を記載してください。

ツ、「２４ 損益計算書」の「税引前当期利益」欄については、直前１年度分決算によって記載するとともに、千円単位（消費税及び地方消費税含まない）で記載してください。

テ、「２５ 貸借対照表」の「①流動資産」、「②流動負債」、「③固定資産」及び「④総資本額」の各欄については、直前１年度分決算によって記載するとともに、千円単位（千円未満切り捨て）で記載してください。

ト、「２６ 経営比率」の「①総資本純利益率」、「②流動比率」、及び「③自己資本固定比率」の各欄については、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点第一位までの数値を記載してください。

ナ、「２７ 外資状況」については、外資系企業（日本国籍会社を含む）の場合に、該当する会社区分の番号に○印を付すとともに、〔 〕に国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載してください。なお、「２日本国籍会社（比率１００％）」とは１００パーセント外国資本の会社を、「３日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

ニ、「２８ 営業年数等」の「④営業年数」欄については、競争への参加を希望する業種に係る事業の開始日（２業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間を記載してください。ただし、当該事業を中断した期間がある場合は、その期間を控除した期間（１年未満切捨て）を記載してください。

ヌ、「２９ 常勤職員の数」の「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には、申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（提出された財務諸表等の決算日）において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載してください。また、「④計」欄には、法人にあつては常勤役員の数を含めたものを、個人にあつては事業主を含めたものをそれぞれ記載し、「⑤役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載してください。

なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいいます。

２）技術者経歴書（様式２）

この様式については、様式の末尾にある記載要領に従って記載してください。

なお、畑地かんがい技士、同技士補及び公共用地取得実務経歴 7 年以上の者も記載してください。

3) 営業所一覧表 (様式 3)

- ・ **記載対象は、本社（店）及び常時契約を締結できる支店等営業所の登録となりますので、ここに記載する営業所等は、農政局及び管内事業（務）所と、営業区域内において常時契約ができることを確認の上、記載**してください。

(本社（店）の「契約営業所名称」「郵便番号」「所在地」「電話番号」・「FAX 番号」欄については記載不要です。また、登録される支店等営業所は、入札及び契約締結等を行う場合に本社からの委任を資格の有効期間中与えられる営業所等を記載してください。)

- ・ 「契約営業所名称」欄の () 内には、営業所等の所長等の役職名、氏名を記載してください。
- ・ 「営業区域」の欄には、「契約営業所名称」欄に記載した営業所に対応する「営業区域」を下記の都道府県コードから選び記載してください。
- ・ 「営業区域」欄の記載については、本社（店）、支店等営業所の都道府県コード番号は重複することができます。
- ・ 営業所登録件数については 50 営業所まで登録できます。

コード	都府県名	コード	都府県名	コード	都府県名	コード	都府県名	コード	都府県名
00	全国	10	群馬県	20	長野県	30	和歌山県	40	福岡県
		11	埼玉県	21	岐阜県	31	鳥取県	41	佐賀県
02	青森県	12	千葉県	22	静岡県	32	島根県	42	長崎県
03	岩手県	13	東京都	23	愛知県	33	岡山県	43	熊本県
04	宮城県	14	神奈川県	24	三重県	34	広島県	44	大分県
05	秋田県	15	新潟県	25	滋賀県	35	山口県	45	宮崎県
06	山形県	16	富山県	26	京都府	36	徳島県	46	鹿児島県
07	福島県	17	石川県	27	大阪府	37	香川県		
08	茨城県	18	福井県	28	兵庫県	38	愛媛県		
09	栃木県	19	山梨県	29	奈良県	39	高知県		

- ・ 更新業者の営業所記載順序に関しては、前回申請を行った順番と同じ順序で記載してください。前回申請時の営業所記載順序が不明な場合には、本社（店）の所在する地方農政局農村振興部設計課調整係へ問い合わせてください。
- ・ 営業所が閉鎖された場合には、営業所名称のみを記載し、所在地に「閉鎖のため〇〇営業所が事務を引き継ぐ」と記載してください。

<例>青森営業所が閉鎖し、秋田営業所が事務を引き継ぐ

	契約営業所名称	所 在 地
	青森営業所	閉鎖のため秋田営業所が事務を引き継ぐ

- ・今回申請を行わない営業所の場合には、営業所名称のみを記載し、所在地欄に「今回は申請しない」と記載してください。

<例>

	契約営業所名称	所 在 地
	盛岡営業所	今回は申請しない

- ・営業所が統合された場合には、閉鎖される営業所については、営業所名称のみを記載し、所在地欄には、統合され存続する営業所名称に「〇〇営業所に統合」と記載してください。

<例>仙台営業所に山形営業所を統合（仙台営業所が存続する）

	契約営業所名称	所 在 地
	仙台営業所	宮城県仙台市青葉区・・・
	山形営業所	仙台営業所に統合

- ・営業所が新設された場合には、営業所一覧の最後に追加してください。

※別添の様式3の記入例も参照ください。

4) 登記事項証明書（法人の場合）

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号に規定する株式会社登記簿等に記載されている事項を証明した書面（同法第10条に規定する書面）をいいます。

5) 登録証明書等

5-1) ーサー①～⑩に掲げた各登録事業等を記載する場合においては、添付書類として該当する登録証明書の写しが必要となります。

なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しません。

- ・証明年月日は**申請書提出時以前3か月以内のもの**とします。（現況報告書については、申請日の直近のもの。）

※測量・土地家屋調査・建築士事務所・計量証明の業種区分を希望する方は、申請の際に次の該当する証明書等が必要となります。（前記にかかる登録を受けていない方は、**当該業種の申請を希望することはできません。**）

- ①測量業者・・・測量業者登録証明書
- ②建築士事務所・・・建築士事務所登録証明書
- ③建設コンサルタント・・・建設コンサルタント登録証明
- ④地質調査業者・・・地質調査業者登録証明
- ⑤補償コンサルタント・・・補償コンサルタント登録証明
- ⑥不動産鑑定業者・・・不動産鑑定業者であることを証明する書面
- ⑦土地家屋調査士・・・土地家屋調査士であることを証明する書面
- ⑧司法書士・・・司法書士であることを証明する書面

⑨計量証明事業者・・・計量証明事業者登録証明書

⑩その他・・・その他登録事業等に係る証明書等

6) 財務諸表類

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表（個人にあっては、これらの類する書類）をいいます。

7) 測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写し又は建設コンサルタント登録規程第7条、地質調査業者登録規程第7条若しくは補償コンサルタント登録規程第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出した者であって、競争への参加を希望する業種区分が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には、2)、4)、5)及び6)の書類の添付を省略することができます。

ただし、希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合とします。

また、現況報告書の副本の写しに審査対象となる資格者が記載されていない場合には、当該審査対象者となる資格者についての技術者経歴書を提出してください。

8) 外国事業者が申請する場合の提出書類等

ア. 申請書の「08 本社（店）住所」欄については、本店の所在する国名及び所在地名を記載してください。

なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載してください。

イ. 申請書の「09 商号又は名称」欄については、株式会社等法人の種類を表わす漢字が商号に無い場合には、略号の記載は不要です。

ウ. 登記簿謄本又は身分証明書及び納税証明書については、証明書等に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とします。

エ. 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付してください。

オ. 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載してください。

6. 納税証明書（写し可）（電子納税証明書の送信でも可）の提出

直前1年間における法人税又は申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納入状況について税務署が発行する証明書を提出してください。（証明書は、**申請書提出前3か月以内に発行されたものを有効とします。**）

納税証明書（写し可）の添付がなされていない場合は、申請書を受理できません。

※ ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出してください。

7. 代理申請による委任状の提出（資料6）

代理人が代理申請をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出してください。（正本を提出してください。）

8. 申請書提出後の変更等の届出

申請書提出後、下表の変更事項が生じたときは、速やかに以下により変更届を必ず提出してください。

変更届の受理確認が必要な場合は、別添変更届の受付通知票（変更届）（はがき）に切手を貼付し、表面に返信先を記載して、必ず申請書類とともに提出してください。

なお、変更届には、**受付番号を明記の上**、別紙「競争契約参加資格審査申請書変更届」により**本社（店）が所在する地方農政局（本局）の担当窓口（資格審査申請書の提出先と同じ）へ1部提出**してください。（郵送可）なお、代理人による申請変更をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出してください。（正本を提出してください。）このほか、**支店等の代表者に変更があった場合は、委任状（資料5）の再提出**を必ずお願いします。

変 更 事 項	添 付 書 類
廃業等の場合（登録を受けた者が死亡したとき、法人が合併により消滅したとき、法人が破産により解散したとき、法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき並びに登録を受けた登録部門に係る営業を廃止したとき）	① 当該事項変更届 ② 登記事項証明書（写）等
住所、商号又は名称及び代表者の氏名を変更した場合（ <u>必ずフリガナをつけてください。</u> ）	① 当該事項変更届 ② 登記事項証明書（写）＜法人の場合＞ ③ 住民票（写） ＜個人の場合で住所の変更の場合＞ ④ 戸籍謄本（又は抄本）（写） ＜個人の場合で氏名の変更の場合＞
個人企業より法人組織に変更した場合及び法人組織を変更した場合（合併・分離を含む）	① 当該事項変更届 ② 登記事項証明書（写） ③ 許可証明書（写）
電話番号等を変更した場合	① 当該事項変更届
許可・登録等の状況について変更があった場合	① 当該事項変更届 ② 許可・登録等の証明書（写）
営業所等の名称、代表者、所在地及び電話番号等に変更があった場合（営業所等の閉鎖・統合を含む）	① 当該事項変更届
営業所、申請希望部局等を追加申請する場合	① 当該事項変更届 ② 様式1（2）、様式3

※ 登録番号の更新（登録番号が変わらない場合）は、変更届の提出の必要はありません。

9. 資格審査結果の通知

資格審査の結果、資格がある場合は、必要な情報をホームページに掲載することにより通知することと

しており、認定内容の検索方法は以下のとおりです。

なお、資格がない場合は、文書にて通知（郵送）します。

1) 「農業農村整備事業 入札情報サービス その他情報」

(https://nnppi.maff.go.jp/Rel_Link_Top.html) を表示します。



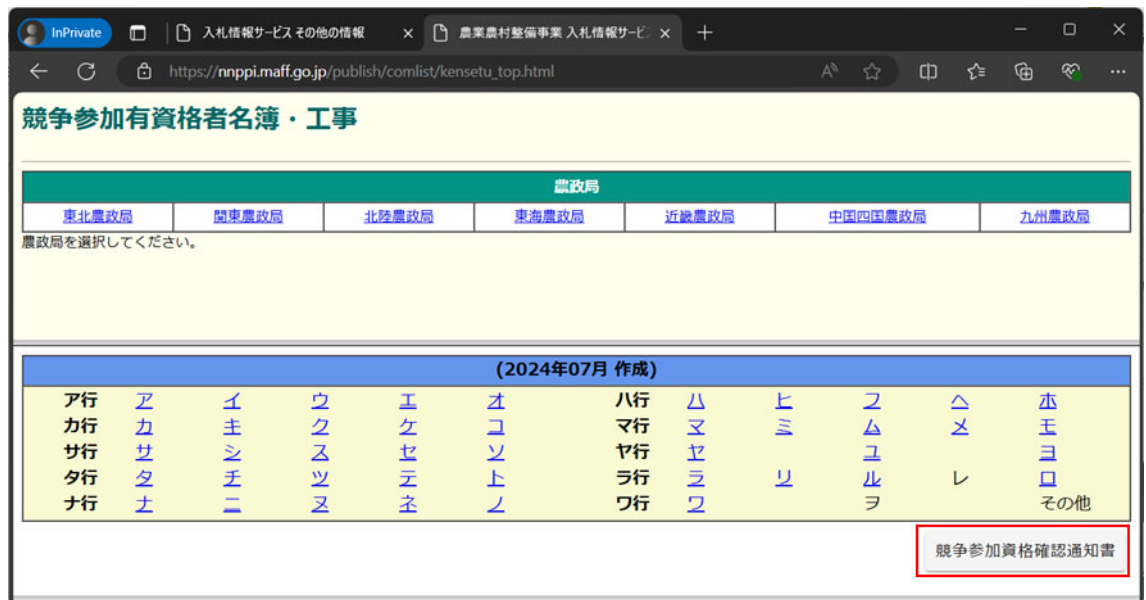
2) 「関連リンク」から「有資格者名簿（工事）」／「有資格者名簿（業務）」をクリックします。



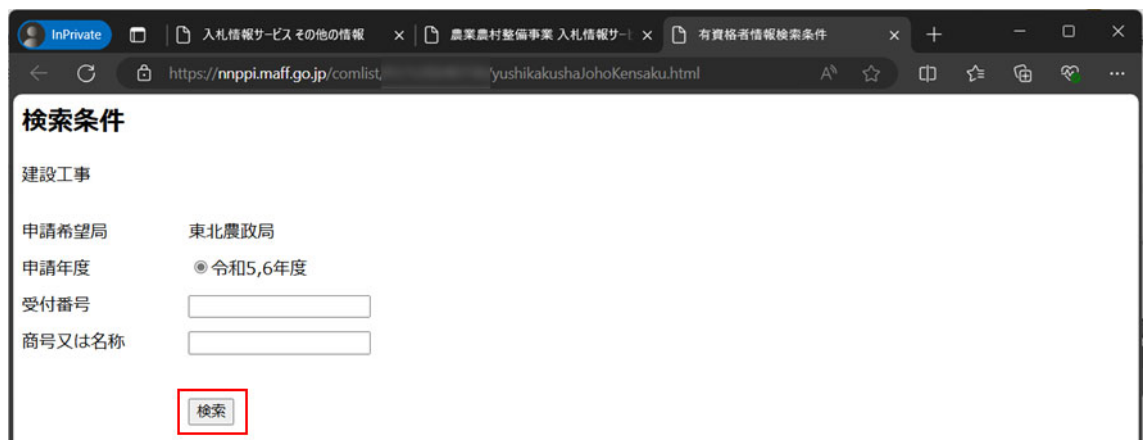
3) 「競争参加有資格者名簿・工事(業務)」が表示されるので、参照したい農政局をクリックします。



4) 「競争参加資格確認通知書」ボタンをクリックします。



5) 受付番号・商号又は名称を検索条件として入力し、[検索]ボタンをクリックします。



6) 条件に合致した業者の一覧から対象業者をクリックします。



検索結果

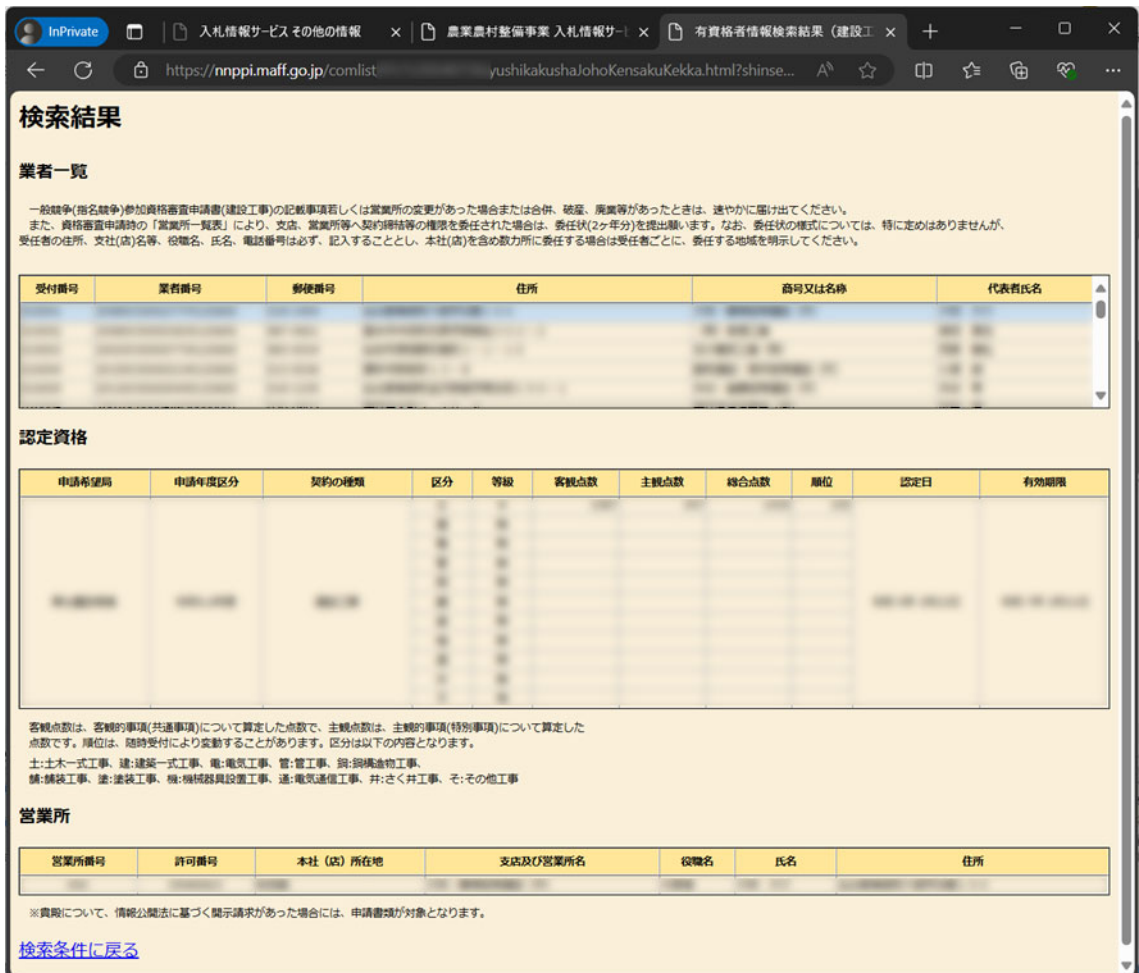
業者一覧

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)の記載事項若しくは営業所の変更があった場合または合併、破産、廃業等があったときは、速やかに届け出てください。
また、資格審査申請時の「営業所一覧表」により、支店、営業所等へ契約締結等の権限を委任された場合は、委任状(2ヶ年分)を提出願います。なお、委任状の様式については、特に定めはありませんが、受任者の住所、支社(店)名等、役職名、氏名、電話番号は必ず、記入することとし、本社(店)を含め数力所に委任する場合は受任者ごとに、委任する地域を明示してください。

受付番号	業者番号	郵便番号	住所	商号又は名称	代表者氏名

[検索条件に戻る](#)

7) 競争参加資格の認定内容が表示されます。



検索結果

業者一覧

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)の記載事項若しくは営業所の変更があった場合または合併、破産、廃業等があったときは、速やかに届け出てください。
また、資格審査申請時の「営業所一覧表」により、支店、営業所等へ契約締結等の権限を委任された場合は、委任状(2ヶ年分)を提出願います。なお、委任状の様式については、特に定めはありませんが、受任者の住所、支社(店)名等、役職名、氏名、電話番号は必ず、記入することとし、本社(店)を含め数力所に委任する場合は受任者ごとに、委任する地域を明示してください。

受付番号	業者番号	郵便番号	住所	商号又は名称	代表者氏名

認定資格

申請希望期	申請年度区分	契約の種類	区分	等級	客観点数	主観点数	総合点数	順位	認定日	有効期限

客観点数は、客観的事項(共通事項)について算定した点数で、主観点数は、主観的事項(特別事項)について算定した点数です。順位は、随時受付により変動することがあります。区分は以下の内容となります。
土:土木一式工事、建:建築一式工事、電:電気工事、管:管工事、鋼:鋼構造物工事、機:機械工事、塗:塗装工事、機:機械器具設置工事、通:電気通信工事、井:さく井工事、そ:その他工事

営業所

営業所番号	許可番号	本社(店)所在地	支店及び営業所名	役職名	氏名	住所

※貴局について、情報公開法に基づく開示請求があった場合には、申請書類が対象となります。

[検索条件に戻る](#)

10. その他

資格認定後、以下の手続き等が必要となります。

1) 営業所一覧表（様式3）に支店等営業所の記載がある場合は、資格確認通知書を発行した局に対して、年間委任状の提出（資料5参照）が必要です。 **競争参加資格確認結果がホームページ上で公表され次第、支店等にかかる委任状を必ず提出**してください。

2) 電子入札参加には、電子証明書（ICカード）の取得等が必要となります。

・問い合わせ先：電子入札センター

T E L 048-254-6031（9:00～12:00、13:00～16:00 土日、祝日、年末年始を除く）

e-mail help@maff-ebic.go.jp

※郵送による場合のみ

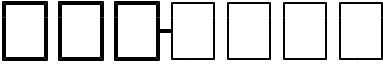
<測量・建設コンサルタント等>

[表面]

必ず切手を貼ってください。

受 付 通 知 票

切
手



〇〇市〇〇町〇〇－〇〇－〇〇

(株) 〇〇コンサルタント 御中

[裏面]

注) 裏面を官製はがき等に貼付又は複写して提出してください。

<測量・建設コンサルタント等>



競争参加資格審査申請書受理

貴社から送付された競争参加資格審査申請書については、確かに受領しましたので通知します。



競争参加資格審査申請書不受理

貴社から送付された競争参加資格審査申請書については、書類の不備、誤記等があったため、受理できません。
令和 年 月 日 までに申請内容について説明できる方が申請書類の郵送先の地方農政局農村振興部設計課へ来庁（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の上補正するか、又は正規書類を郵送してください。

所定の期間内に申請内容について補正していただかないと、競争参加資格の認定はできなくなりますので、ご注意ください。

受付番号

不受理事由

- ☐ 競争参加資格審査申請書（不備・不足）
- ☐ 技術者経歴書（不備・不足）
- ☐ 営業所一覧表（不備・不足）
- ☐ 納税証明書（不足）
- ☐ その他

確
認
印



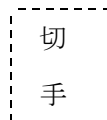
※変更届を提出される方で、受理確認が必要な場合のみ作成してください。

受付通知票（変更届）

＜測量・建設コンサルタント等（変更届）＞

〔表面〕

必ず切手を貼ってください。



〇〇市〇〇町〇〇－〇〇－〇〇

（株）〇〇コンサルタント 御中

〔裏面〕

注）裏面を官製はがき等に貼付又は複写して提出してください。

※変更届の提出年月日を記入願います。

※ホームページで公表された競争参加資格確認結果に記載されている受付番号を記載願います。

＜測量・建設コンサルタント等（変更届）＞



競争参加資格審査申請書変更届受理

貴社から送付された競争参加資格審査申請書変更届については、確かに受領しましたので通知します。

変更届提出年月日 令和 年 月 日

受付番号 _____

接受印



〔2〕 記 載 例（測量・建設コンサルタント等）

様式1（1）

申請を更新される方は、必ず前回受付番号を記載してください。

01

1：新規

2：更新

※02受付番号

前回受付番号

041534

※03業者コード

※申請者

04の規模

05適格組

合証明

令和 年 月 日

第 号

該当する番号に○をしてください。

競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

令和7年度及び令和8年度において、農林水産省地方農政局で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

令和6年12月25日

提出年月日を記載してください。

東北農政局長 殿

申請書を提出される地方農政局名を載してください。様式の〇〇農政局長の「〇〇」に、該当農政局名称を記載してください。（東北・関東・北陸・東海・近畿・中国四国・九州のうち一つ。）

法人番号の指定を受けている場合のみ記載してください。

06本社（店）郵便番号

980

0014

07法人番号

都道府県から住所を記載してください。

フリガナ

ミヤギケンセンダイシアオバクホンチョウ

08本社（店）住所

宮城県仙台市青葉区本町3-3-1

フリガナ

トウホクコンサルタント

09商号又は名称

(株) 東北コンサルタント

営業担当ではなく、申請事務の担当者に記載してください。

10役職

代表取締役

フリガナ

ノウリン コジロウ

姓と名の間は、1文字空けてください。（フリガナを含む。）

代表者氏名

農林 小次郎

11担当者氏名

センダイ グロウ
仙台 五朗

12本社（店）電話番号

022-600-0600

13担当者電話番号

022-600-0600
(内線番号 3507)

14本社（店）FAX番号

022-600-0600

15メールアドレス

nousui@syoun.go.jp

16申請代理人

申請代理人 郵便番号

申請代理人 住所

申請代理人 氏名

申請代理人 電話番号

17登録を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者	第 123号	昭和40年 1月 1日	建築士事務所	第 456号	平成4年 4月 4日	建設コンサルタント	第 678号	平成6年 6月 6日
地質調査業者	第 23	登記事項証明書記載の設立年月日を記載してください。		第 567号	平成5年 5月 5日	不動産鑑定業者	第 号	年 月 日
土地家屋調査士	第 34			第 号	年 月 日	計量証明事業者	第 号	年 月 日
	第			第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

いずれかにチェックを入れること。

18設立年月日（和暦）

明治 大正 昭和 平成 令和

44 年 3 月 3 日

19みなし大企業

☐ 下記のいずれかに該当する

☒ 該当しない

発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業

発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記入しないこと。（以下同じ）

様式 1 (2)

※受付番号	
-------	--

※業者コード	
--------	--

20 測量等実績高

申請を希望する部局に「○」を記載してください。

① 競争参加資格 希望業種区分	② 直前2年度分決算		③ 直前1年度分決算		④ 直前2ヶ年間の 年間平均実績高 (千円)	⑤ 申請希望する都府県						
	年 月から 年 月まで (千円)	令和 4年4月から 令和 5年3月まで (千円)	年 月から 年 月まで (千円)	令和 5年4月から 令和 6年3月まで (千円)		01 東北 局	02 関東 局	03 北陸 局	04 東海 局	05 近畿 局	06 中国 局	07 九州 局
測 量		100,000		80,000	90000		○		○	○	○	
土地家屋調査												
建設コンサルタント		200,000		220,000	210000		○		○	○	○	
建築士事務所												
計 量 証 明												
地 質 調 査		0		0	0		○			○		
補償コンサルタント		150,000		200,000	175000		○			○		
そ の 他												
合 計		450,000		500,000	475000		4		2	4	2	

21 有資格者数 (人)

一級建築士	構造設計 一級建築士	設備設計 一級建築士	二級建築士	一級土木施 工管理技士	二級土木施 工管理技士	測 量 士	測量士補	環境計量士	不 動 産 鑑 定 士	不 動 産 鑑定士補	土地家屋 調 査 士	司法書士	
2	1	1	1	1		5	2				1		

技 術 士 建設部門	技 術 士 農業部門	技 術 士 森林部門	技 術 士 上下水道部門	技 術 士 電氣電子部門	技 術 士 機械部門	技 術 士補 農業部門							
1						1							

[illegible]

様式1 (3)

※受付番号

※業者コード

建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務コード表に対応する番号に○をしてください。

22 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門

建設コンサルタント業務																				補償コンサルタント業務																
①	2	3	④	5	6	7	⑧	9	10	11	12	⑬	⑭	15	16	17	18	19	20	⑳	22	㉓	24	25	26	27	28	29								
及び河川・海洋	河川、砂防	空港	港湾及び	電力土木	道路	鉄道	工業用水道	上水道及び	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	地方計画	都市計画及び	地質	基礎	土質及び	コンクリート	鋼構造及び	トンネル	設備及び積算	施工計画、施工	建設環境	機械	電気・電子	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	特殊補償	営業補償・	事業損失	補償関連	総合補償部門

23 自己資本額	区 分	直 前 決 算 時 (千円)
	① (株主資本のうち外国資本) (株主資本のうち資本金) 株主資本	(10000) (5000) 25000
	② 評価・換算差額等	12000
	③ 新株予約権	1000
	④ 株式引受権	1000
	⑤ 計 (P)	39000

24 損益計算書	税引前当期利益(千円) (S)	35000
25 貸借対照表	① 流動資産(千円) (m)	200000
	② 流動負債(千円) (n)	150000
	③ 固定資産(千円) (Q)	100000
	④ 総資本額(千円) (R)	300000

26 経営比率	① 総資本純利益率 (S/R×100)	11.7 (%)
	② 流 動 比 率 (m/n×100)	133.3 (%)
	③ 自己資本固定比率 (P/Q×100)	38.0 (%)

小数点以下第2位の数値を四捨五入して、小数点以下第1位までの数値を記載してください。

29常勤職員の数(人)	①技術職員	②事務職員	③その他の職員	④ 計	⑤役職員等
	20	3	1	24	4

※ ⑤は④の内数

金額は千円未満切り捨てとしてください。

※受付番号	
-------	--

※業者コード	
--------	--

前回受付番号	041534
--------	--------

申請を更新される方は、必ず前回受付番号を記載して下さい。

[illegible]

1 本表は、申請日現在で作成すること。

2 「番号」欄には、001から連番を付し（本社は000で固定）、「営業所名称」欄には、常時契約を締結できる本店又は支店等営業所の名称を記載するとともに、（ ）内には営業所等の所長等の役職名、氏名を記載すること。

3 「契約営業所名称」欄には、本社(店)の場合は何も記載しないこと。（記載した場合は、電子入札システムの利用者登録ができません。）

4 「所在地」欄には、営業所の所在地を記載すること。

5 「電話・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載することとし、市外局番、市内局番及び番号は、「－（ハイフン）」で区切ること。

6 「営業区域」の欄には、その営業所が営業する区域について、都道府県別に記載すること。

提出年月日を記入してください。

令和7年8月8日

競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量・建設コンサルタント）

申請をしてある業種及び申請局を○で囲んでください。

東北農政局長 殿

本社が所在する地方農政局長あてとし、〇〇農政局長の「〇〇」には、該当農政局名称を記載してください。（東北・関東・北陸・東海・近畿・中国四国・九州のうち一つ。）

ホームページで公表された競争参加資格確認結果にある受付番号を記載してください。

代理人による申請を行う場合は、申請代理人の住所、氏名を記載してください。

登録部局名 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州

受付番号 040001

住所 〒980-0014

宮城県仙台市青葉区本町3-3-1

商号又は名称 東北建設（株）

代表者氏名 仙台章雄

（担当者氏名） 加藤三郎

申請代理人

住所 〒983-0836

宮城県仙台市宮城野区幸町3-14-1

氏名 農水太郎

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1. 変更内容

変更事項	変更前	変更後
	変更事項の変更前及び変更後の記載例は次ページを参考にしてください。	変更事項をわかりやすく記載し、変更事項が決定次第早急に提出してください。

「商号又は名称」及び「代表者氏名」を変更する場合はフリガナを付すること。

2. 変更事項に係る添付書類名

◎登記事項証明書の写し

記載要領

- 申請部数は登録業種（建設工事、測量・建設コンサルタント等）別に1部とし、本社（店）が所在する地方農政局（本局）の担当窓口へ郵送願います。
- 登録されている資格の種類を、表題の（建設工事、測量・建設コンサルタント等）に○印を付すこと。
- 「登録部局」の欄には、既に登録されている局名に○印を付すこと。
- 「受付番号」の欄には、資格確認通知書等に記載された受付番号を記載すること。
- 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。また、添付書類については「申請手引」を参照してください。
- 〇〇農政局長の「〇〇」には、当該農政局名称を記載してください。（東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州のいずれかを記入。）

変更事項の変更前及び変更後の記載例

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
例１．代表者及び支店長が変更した場合 （代表者が変更した場合は、 <u>新代表者氏名にフリガナを記入</u> すること。）			
代表者氏名及び役職	代表取締役 ○○ ○○	代表取締役社長 ^{マルマル} ○○ ^{マルマル} ○○	R○.○.○
受任者の変更	名古屋支店 支店長 ○○ ○○	執行役員支店長 ○○ ○○	R○.○.○
例２．本社及び支店の住所が変更した場合 （本社の住所が変更した場合は、 <u>新住所にフリガナを記入</u> すること。）			
本社の住所	〒△△△－△△△△ 東京都千代田区霞が関○○－○	〒□□□－□□□□ トウキョウトチュウオウクニホンバシ 東京都中央区日本橋△△－△	R○.○.○
支店の住所	名古屋支店 〒○○○－○○○○ 愛知県名古屋市中区○○□□－□□	〒○○○－△△△△ 愛知県名古屋市東区△△町○○－○○	R○.○.○

〔３〕 申請書様式（測量・建設コンサルタント等）

注）申請に当たっては、この冊子の用紙をお使いください。

なお、必要に応じこの用紙を適宜複写し使用してください。

様式 1 (1)

01	1: 新規	※02受付番号		※03 業者コード		※ 申請者		05 適格組	令和 年 月 日
	2: 更新	前回受付番号				04 の規模		合証明	第 号

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

令和7年度及び令和8年度において、農林水産省地方農政局で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日
〇 〇 農 政 局 長 殿

06 本社（店）郵便番号		07 法人番号	
フリガナ			
08 本社（店）住所			
フリガナ			
09 商号又は名称			
10 役 職			
フリガナ			
代 表 者 氏 名		11 担当者氏名	
12 本社（店）電話番号		13 担当者電話番号	
		(内線番号	)
14 本社(店) F A X 番号			
15 メールアドレス			
16 申請代理人	申請代理人 郵便番号		
	申請代理人 住 所		
	申請代理人 氏 名		申請代理人 電話番号
17 登録を受けている事業			

登録事業名	登 録 番 号	登録年月日	登録事業名	登 録 番 号	登録年月日	登録事業名	登 録 番 号	登録年月日
測量業者	第 号	年 月 日	建築士事務所	第 号	年 月 日	建設コンサルタント	第 号	年 月 日
地質調査業者	第 号	年 月 日	補償コンサルタント	第 号	年 月 日	不動産鑑定業者	第 号	年 月 日
土地家屋調査士	第 号	年 月 日	司法書士	第 号	年 月 日	計量証明事業者	第 号	年 月 日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

18 設立年月日（和暦）	19 みなし大企業
明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	☐ 下記のいずれかに該当する ☐ 該当しない
	- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業 - 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業 - 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記入しないこと。（以下同じ）

様式 1 (2)

※業者コード	
--------	--

20 測量等実績高

[illegible]

21 有資格者数 (人)

[illegible][illegible][illegible]

様式1（3）

※受付番号

※業者コード

22 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門

建 設 コ ン サ ル タ ン ト 業 務																					補 償 コ ン サ ル タ ン ト 業 務															
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29								
及び 海岸・海洋	河川、 砂防	空港	港湾及び	電力土木	道路	鉄道	工業用水道	上水道及び	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	地方計画	都市計画及び	地質	基礎	土質及び	コンクリート	鋼構造及び	トンネル	設備及び積算	施工計画、施工	建設環境	機械	電気・電子	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	特殊補償	営業補償・	事業損失	補償関連	総合補償部門

23 自己資本額	区 分	直 前 決 算 時 （千円）
	①（株主資本のうち外国資本） （株主資本のうち資本金） 株主資本	
	② 評価・換算差額等	
	③ 新株予約権	
	④ 株式引受権	
	⑤ 計（P）	

24 損益計算書	税引前当期利益（千円）（S）	
25 貸借対照表	① 流動資産（千円）（m）	
	② 流動負債（千円）（n）	
	③ 固定資産（千円）（Q）	
	④ 総資本額（千円）（R）	

26 経営比率	① 総資本純利益率（S／R×100）	・	（％）
	② 流動比率（m／n×100）	・	（％）
	③ 自己資本固定比率（P／Q×100）	・	（％）

27 外国 資 状 況	1 外国籍会社 [国名：]	3 日本国籍会社 [国名：]
	2 日本国籍会社 [国名：] (外資比率： 100%)	(外資比率： %) [国名：] (外資比率： %)

28 営業 年数 等	① 創業	年 月 日
	② 休業期間又は 転（廃）業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	③ 現組織への変更	年 月 日まで
	④ 営業年数	年

29常勤職員の数(人)	①技術職員	②事務職員	③その他の職員	④ 計	⑤役職員等

※ ⑤は④の内数

様式 2

※受付番号	
-------	--

※業者コード	
--------	--

(種類) 技 術 者 経 歴 書

氏 名	最 終 学 歴		法令による免許等		実 務 経 歴	実務経験年月数
	学校の種類	専攻学科	名 称	取 得 年 月 日		
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月

記載要領

- 1 本表は、土木、建築若しくは設備又は職種の各別に作成すること。
また、「氏名」の記載は、営業所（本店又は支店若しくは常時契約を締結できる事務所）ごとにまとめて行い、その直前に、（ ）書きで当該営業所名を記載すること。
- 2 「学校の種類」の欄には、大学、高等専門学校等の別を記載すること。
- 3 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること。
(例：〇〇建築士、〇〇土木施工管理技士)
- 4 「実務経歴」の欄には、最近のものから記載し、純粋に測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載すること。

様式 3

前回受付番号	
--------	--

營 業 所 一 覽 表

[illegible]

記載要領

- 本表は、申請日現在で作成すること。
- 2 「番号」欄には、001から連番を付し（本社は000で固定）、「営業所名称」欄には、常時契約を締結できる本店又は支店等営業所の名称を記載するとともに、（ ）内には営業所等の所長等の役職名、氏名を記載すること。
- 3 「契約営業所名称」欄には、本社(店)の場合は何も記載しないこと。（記載した場合は、電子入札システムの利用者登録ができません。）
- 4 「所在地」欄には、営業所の所在地を記載すること。
- 5 「電話・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載することとし、市外局番、市内局番及び番号は、「－（ハイフン）」で区切ること。
- 6 「営業区域」の欄には、その営業所が営業する区域について、都道府県別に記載すること。

競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量・建設コンサルタント等）

令和 年 月 日

○ ○ 農 政 局 長 殿

登 録 部 局 名 東北、 関東、 北陸、 東海、 近畿、 中国四国、 九州

受 付 番 号

住 所 〒

商 号 又 は 名 称

代 表 者 氏 名

（担当者氏名）

申請代理人

住 所 〒

氏 名

下記のとおり変更があったので届出します。

記

1. 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

「商号又は名称」及び「代表者氏名」を変更する場合はフリガナを付すること。

2. 変更事項に係る添付書類名

記載事項

1. 申請部数は登録業種（建設工事、測量・建設コンサルタント等）別に1部として、本社（店）が所在する地方農政局（本局）の担当窓口へ郵送願います。
2. 登録されている資格の種類を、表題の（建設工事、測量・建設コンサルタント等）に○印を付すこと。
3. 「登録部局」の欄には、既に登録されている局名に○印を付すこと。
4. 「受付番号」の欄には、資格確認通知書等に記載された受付番号を記載すること。
5. 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。また、添付書類については「申請手引」を参照してください。
6. ○○農政局長の「○○」には、当該農政局名称を記載してください。（東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州のいずれかを記入。）

(資料 4－1)

国税通則法施行規則別紙第 9 号書式（その 3 の 2）・・・個人の場合
（「申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明）

納税証明書

（その 3 の 2 ・「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」
について未納税額の無い証明用）

住所（納税地）

氏名（名称）

- 1 申告所得税及び復興特別所得税について未納の税額はありません。
- 2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。

以 下 余 白

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

(資料 4－2)

国税通則法施行規則別紙第 9 号書式（その 3 の 3）・・・法人の場合
（「法人税と消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明）

納税証明書

（その 3 の 3 ・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」
について未納税額の無い証明用）

住所（納税地）

氏名（名称）

代表者

- 1 法人税について未納の税額はありません。
- 2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。

以 下 余 白

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

(資料 4－3)

国税通則法施行規則別紙第 9 号書式（その 3）・・・個人、法人兼用
（未納の税額のないことの証明）

※ 個人の場合・・・申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税
法人の場合・・・法人税、消費税及び地方消費税 で未納の税額がないこと
の証明を所轄税務署において受けてください。

納税証明書

（その 3・未納税額の無い証明用）

住所（納税地）

氏名（名称）

税について未納の税額はありません。

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

(資料 5)

委 任 状

受任者 〳
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

私は、〇〇※¹農政局（管内事業（務）所を含む。）が発注する 建設工事契約／
測量・建設コンサルタント等契約※² に係る一般競争（指名競争）参加資格につい
て、上記の者を受任者と定め、下記の事項に関する権限を委任します。

記

委任期間※³ 令和 年 月 日から
委任期間※³ 令和 年 月 日まで

委任事項 1. 入札及び見積に関する一切の件
2. 契約締結並びに施工に関する一切の件
3. 代金の請求及び受領に関する一切の件
4. 保証金の納付及び還付に関する一切の件
5. 上記権限の範囲内における復代理人選任に関する件
(6. 共同企業体結成に関する一切の件※⁴)

委任者 〳
住 所
商号又は名称
代 表 者 指 名

令和 年 月 日

〇〇※¹農政局長 殿

(ご注意)

※1 「〇〇」には、該当農政局名称を記載してください。

(東北・関東・北陸・東海・近畿・中国四国・九州のうち一つ。)

※2 「建設工事契約」又は「測量・建設コンサルタント等契約」のどちらかを選択して不要部分は
削除してください。

※3 委任期間開始日は提出日を、委任期間満了日は当該資格の有効期限日（令和9年3月31日）
以内の日を設定してください。

※4 必要に応じて、共同企業体結成に関する件について記載してください。（省略可能）

(資料6)

委 任 状

受任者 〒
住 所
商号又は名称
代表者氏名

私は上記の者を代理人と定め、〇〇※¹農政局（管内事業（務）所を含む。）が発注する測量・建設コンサルタント等契約に係る一般競争（指名競争）参加資格審査の申請について次の権限を委任します。

記

委任事項 1. 申請書類の作成
2. 申請代理
3. 記載事項の訂正

委任者 〒
住 所
商号又は名称
代表者指名

令和 年 月 日

〇〇※¹農政局長 殿

（ご注意）

※1 「〇〇」には、該当農政局名称を記載してください。

（東北・関東・北陸・東海・近畿・中国四国・九州のうち一つ。）